

## 国民健康保険に関するお知らせ 平成30年度国民健康保険税率が決定しました

皆さんが安心して医療を受けるための保険給付費などを確保するために、今年度の税率は次のとおりとなりましたので、お知らせします。  
なお、年度途中で、加入・脱退した場合は月割計算となります。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	国保加入者の課税標準額*に対し7.08%	国保加入者の課税標準額*に対し3.02%	40～64歳の国保加入者の課税標準額*に対し2.71%
均等割額	国保加入者1人につき 15,500円	国保加入者1人につき 9,600円	40～64歳の国保加入者1人につき 10,200円
平等割額	国保加入世帯1世帯につき 13,100円		
限度額	580,000円	190,000円	160,000円

\*課税標準額は、前年の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

## 医療費負担の軽減のために ジェネリック医薬品を利用しましょう

高騰する医療費を抑制し、医療機関窓口での一部負担金や保険税などの軽減のために、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。

### ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が終わったあとに製造販売される薬です。

先発医薬品と同等の有効成分・効能・安全性をもつと国の審査で認められている薬で、開発や研究にかける時間・費用が少ないので、先発医薬品のおおむね5割から7割程度の安い価格で販売されています。

先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬にかかる自己負担額を軽減できるほか、増加する医療費が抑制され、保険税等の負担軽減となり、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続させることにつながります。

### ジェネリック医薬品を希望するときは？

かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

ただし、使用している先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が製造販売されていないものがあるた

め、ジェネリック医薬品への変更ができない場合があります。

また、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有効成分や効能は変わりませんが、使用されている添加物が異なる場合があります、医師の判断によりジェネリック医薬品に変更できないことがあります。

市民福祉部市民生活課  
保険年金係 ☎63-5112

